

告示

埼玉県川越県税事務所長告示第二号

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第四百四十四条の九第三項の規定により、次のとおり特約業者の指定を取り消した。

令和六年八月三十日

埼玉県川越県税事務所長 黒澤

純

氏名又は名称	代表者の氏名	主たる事務所又は事業所の所在地	指定取消年月日
有限会社星野商店	代表取締役 星野 洋一郎	埼玉県入間郡越生町大字越生七百二十九番地	令和六年七月三十一日